作成上の注意（全般について）

① 介護予防サービスの計画数は含めないでください。

② 「判定期間における居宅サービス計画の総数」は、各月の利用者の人数（給付管理の件数）としてください。

③ 「当該サービスを位置付けた計画数」は、各月の利用者のうち当該サービスを利用している人数としてください。

④ 月遅れ請求分については、請求月ではなく、実際にサービス提供した月に件数を足してください。

⑤ 「当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数」は、各サービスを利用している人のうち、紹介率最高法人の事業所でサービスを利用している人数としてください。

⑥ 「紹介率最高法人の件数」は法人単位で集計してください（事業所単位ではない）。

⑦ 利用者が複数の居宅サービス事業所を利用している場合などの件数の数え方は以下のとおりです。（例は、訪問介護ですが他の介護サービスも同様です）

例ア）二つの訪問介護事業所を運営している甲法人の、事業所A 及び事業所B に利用者１名を計画している場合、訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数は１件です。(算定表:別紙参考 事例ア参照）

例イ）訪問介護事業所を運営している甲法人の、事業所A と事業所B にそれぞれ利用者を１名ずつ計画している場合、利用者が２名なので訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数は２件です。（算定表:別紙参考 事例イ参照）

例ウ）別法人が運営する二つの訪問介護事業所に利用者１名を計画している場合、訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数は１件です。（算定表:別紙参考 事例ウ参照）

例エ）利用者１名が甲法人の運営する訪問介護事業所A、及び乙法人の運営する事業所C に計画され、別の利用者１名が事業所C に計画されている場合、乙法人が紹介率最高法人となり、訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数は２件です。（算定表:別紙参考 事例エ参照）

例オ）甲法人の運営する訪問介護事業所Ａと事業所Ｂがあり、利用者１名が事業所Ａに計画され、別の利用者１名が事業所Ａ及び事業所Ｂに計画され、更に別の利用者１名が事業所Ｂに計画されている場合、利用者は３名なので訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数は３件です。（算定表:別紙参考　　事例オ参照）

⑧「居宅サービス計画の総数」≧「各サービスを位置付けた計画数」≧「紹介率最高法人の居宅サービス計画数」となっているか必ず確認してください。

４ 通所介護等について

通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）については、

・それぞれ個別に計算する方法

・双方を合算して計算する方法

のいずれかで計算してください。合算する方法を採る場合には、算定表「サービス名称」の「通所介護等」の欄に記載してください。

５ 休止等事業所について

判定期間内に休止又は廃止した事業所については、基本的に判定対象とはなりませんが、判定期間内に休止した後、同期間内に再開した事業所については、判定の対象となります。